

(写)

高松市告示第 4 7 2 号

次の者については、住所等が不明のため、書類の送達が不能になったので、
地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和 8 年 8 月 2 7 日

高松市長 大 西 秀 人

1 送達を受けるべき者の氏名

LAGAC RICARDO JR LAWAS

2 送達書類

差押調書（謄本） 1 通、配当計算書（謄本） 1 通